

原山小学校跡地活用協議会委員会の運営要領

（目的）

第1条 この要領は、原山小学校跡地活用協議会設置要綱第6条第4項に定める協議会の委員会（以下「委員会」という。）の議事進行に必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の開催）

第2条 委員会は、必要に応じて協議会の会長（以下「会長」という。）が招集する。

2 委員会は、協議会委員の半数以上の者の出席がなければ開催することができない。

（議事等）

第3条 委員会の議長は、会長が務める。

2 委員会の審議事項は、事前に協議会の役員会で決定する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務）

第4条 委員会の議事進行に関する事務は、原山台連合自治会事務局において行う。

（雑則）

第5条 この要領に定めのない事項については、会長が決定する。

附 則

この基準は、2022年11月20日から施行する。